

上田市特定事業主行動計画における取組の実施状況の公表

総務部総務課

次世代育成支援対策推進法第19条第6項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、上田市特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表します。

- 1 制度が利用可能な男性職員の「配偶者出産休暇」及び「育児参加のための休暇」の取得割合を100%にする。(目標：令和11年までに)

年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
配偶者出産休暇 取得割合 (%)	69.6	69.2	71.4	87.1	75.0
育児参加のための 休暇取得割合 (%)	52.2	66.7	57.1	71.0	55.0

- 2 制度が利用可能な男性職員の2週間以上の育児休業取得割合を85%以上にする。
(目標：令和11年度までに)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
男性の育児休業取得率 (%)	31.8	25.6	50.0	74.2	90.5

(※) 前計画(R 6まで)では、取得期間は考慮していない。

- 3 時間外勤務について、上田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則に定める時間及び月数の上限を超える職員を0人にする。

年度	R7		
項目	1箇月の 上限時間超 (延べ人数)	1年間の 上限時間超	45時間超の時間 外勤務が6月超
原則(45時間/月、360 時間/年) (人)	92	9	
例外(80時間/月、720 時間/年) (人)	6	0	1

- 4 職員の年次休暇の平均取得日数を年14日以上、かつ、全職員が年5日以上取得する。
(目標：令和11年までに)

年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
平均取得日数 (日)	9.5	10.6	12.0	12.4	12.0
年5日以上取得した 職員の割合 (%)	86.8	86.1	90.0	92.0	90.4

【参考】全国の市区町村の状況(出典：地方公共団体の勤務条件等に関する調査(総務省))

年	R 3	R 4	R 5	R 6
平均取得日数 (日)	11.5	12.0	13.4	13.5

5 管理的地位にある職員（※ 1）に占める女性割合を 18.0%以上にする。

（目標：令和 11 年度までに）

年度（※ 2）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
管理的地位にある職員の女性割合（%）	12.2	13.0	15.3	14.0	13.8	15.4

（※ 1）課長級以上の職員

（※ 2）4 月 1 日現在（R 4 及び R 8 は定期異動後の 5 月 1 日現在）

6 令和 7 年度職員の給与の男女の差異の情報

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.4 %
全職員	83.9 %

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.3 %
本庁課長相当職	97.6 %
本庁課長補佐相当職	95.5 %
本庁係長相当職	95.4 %

(3) 「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	93.1 %
31～35 年	93.2 %
26～30 年	90.6 %
21～25 年	92.4 %
16～20 年	90.3 %
11～15 年	88.5 %
6～10 年	91.9 %
1～5 年	100.4 %

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。